

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年8月30日

京都市教育委員会

教育長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第6号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「，学科，類及び類型」を「及び学科」に改め，同条第2項中「工業技術科」の右に「及び京都市立日吉ヶ丘高等学校の全日制の課程の普通科」を加える。

第23条第2項中「前期末」を「前期又は第1学期若しくは第2学期の終わり」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条及び第4条関係）

学 校 名	課 程	学 科	修業年限	在学年限
京都市立洛陽工業高等学校	全日制	創 造 技 術 科	3 年	5 年
京都市立伏見工業高等学校	全日制	シ ス テ ム 工 学 科	3 年	5 年
	定時制	シ ス テ ム 工 学 科	3 年	5 年
		工 業 技 術 科	4 年	7 年
京都市立西京高等学校	全日制	エンタープライジング科	3 年	5 年
	定時制	普 通 科	3年又は 4年	7 年
京都市立銅駝美術工芸高等学校	全日制	美術工芸に関する学科	3 年	5 年
京都市立京都堀川音楽高等学校	全日制	音 楽 に 関 す る 学 科	3 年	5 年
京都市立堀川高等学校	全日制	普 通 科	3 年	5 年
		人 間 探 究 科		
		自 然 探 究 科		
京都市立日吉ヶ丘高等学校	全日制	普 通 科	3 年	5 年
京都市立紫野高等学校	全日制	普 通 科	3 年	5 年
		ア カ デ ミ ア 科		
京都市立塔南高等学校	全日制	普 通 科	3 年	5 年
		教 育 み ら い 科		

第2号様式及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、京都市立高等学校の全日制の課程の普通科又は京都市立日吉ヶ丘高等学校の国際コミュニケーション学科に在学している者については、この規則による改正後の京都市立高等学校の管理運営に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)